

2008年度社会保障改革委員会 提言概要

「真に持続可能な年金制度の構築に向けて～年金純債務の負担を分かち合い、新拠出建年金の実現を目指す～」

【提言の趣旨】 経済同友会が提言する新拠出建年金制度の実現性を高める

- ・新拠出建年金制度創設の前提となる、厚生年金報酬比例部分の賦課方式から積立方式への移行のための適切な期間と方法
- ・移行における企業と従業員の負担、世代間の負担のあり方
- ・個人の円滑な利用を促す観点から考えた新拠出建年金制度の設計

・経済同友会の年金制度改革提言 (2P)

(新1階)新基礎年金制度

- ・老後における最低限の生活を保障する
- ・65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付(物価スライドを適用)
- ・財源は全額年金目的消費税とし、現在の基礎年金部分において個人が負担している保険料はゼロにする
- ・確実かつ平等な給付を行い、低年金者、無年金者を生じさせない

(新2階)新拠出建年金制度

- ・安心で充実した老後の生活を確保する
- ・民間の金融機関等が運営する拠出建ての年金
- ・収入がある国民は加入可能
- ・国は税制面での優遇措置を行う
- ・企業は従業員の老後の備えを支えるために、一定の拠出を行う

・厚生年金報酬比例部分の積立方式への移行について (4P)

保険料による賦課方式の限界

- ・政府により、加入者に対し将来の給付が約束された「過去期間分」の中に財源の手当てがない年金純債務がある
- ・給付水準維持のために、若年世代にさらなる保険料負担を求めることになり、制度の持続性が低い
- ・後の世代ほど保険料負担に対する給付額の倍率が低下するという世代間の不公平がある

積立方式への本質的かつ完全な移行を目指す

(積立方式への移行により期待される効果)

- ・負担と給付の関係が明確になる
- ・少子高齢化、人口減少の影響を受ける賦課方式よりも、積立方式での金融資産による運用の方が、拠出額に対する給付額が高まる
- ・年金純債務の負担から解放された将来世代では、国民貯蓄率の上昇も期待される

(積立方式への移行における課題)

- ・最大の課題は、移行に伴い顕在化する年金純債務を含めた過去期間分の処理である
- ・この過去期間分の処理を一定期間で行うことにより、積立方式への本質的、かつ完全な移行になる

積立方式への移行期間

- ・概ね50年間で移行

積立方式への移行方法と負担

- ・現行の厚生年金勘定を、過去期間分を処理する勘定と、新拠出建年金制度(積立年金、個人勘定)とに切り離し、積立方式に移行する
- ・移行期にあたる世代が年金純債務を含めた過去期間分の処理のための負担をすることになる
- ・この負担を企業、従業員(現役世代)、高齢世代により分かち合う

- (企業の負担) ・現行制度が想定する企業の保険料負担は維持する
- ・新基礎年金制度において、消費税に置き換わる企業の保険料分(基礎年金部分に相当する保険料率の2分の1)に加えて、厚生年金保険料率にして約2.3%相当の保険料を過去期間分の処理に充てる
- (従業員の負担) ・過去期間分の処理のために、保険料を負担することはしない
- (高齢者の負担) ・過去期間分を圧縮するために、年金支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する給付削減を行う

・厚生年金報酬比例部分の民営化後の制度について (7P)

企業、従業員の拠出

- ・新拠出建年金への拠出： $(\text{厚生年金保険料率}) - \{(\text{基礎年金部分に相当する保険料率}) + (\text{過去期間分の処理に要する保険料率})\}$
- ・企業の拠出(義務)： $(\text{厚生年金保険料率の2分の1}) - (\text{過去期間分の処理に要する保険料率})$ 分を従業員の年金口座に拠出
- ・従業員の拠出(任意)： $(\text{厚生年金保険料率の2分の1}) - (\text{基礎年金部分に相当する保険料率})$ に当たる分までを拠出

運営と年金資産の運用

- ・確定拠出型の運営とし、企業は一定の拠出を行うが、年金の給付水準は約束しない
- ・年金資産の運用は、加入者自身の判断と責任において実施する

受給形式

- ・一時金または年金のいずれかを認める

税制上の取り扱い

- ・掛金は拠出時非課税(企業は損金算入、従業員は所得控除)、運用時の年金資産は非課税とし、受給時は他の所得と合算し課税

民間金融機関等の役割と監督規制

- ・役割：年金商品の開発に取組み、個人の老後の備えのための選択肢を拡大する
- ・監督規制：運営管理機関に対しては、破綻時の円滑な運営確保について、運用商品提供会社に対しては、元本確保型商品の提供について監督規制を行う

国による環境整備と支援

- ・民間金融機関等における業務の確実な履行のために、個人番号制度を導入する
- ・個人に年金資産の適切な運用を促すために、税の優遇措置を安定的な運用が見込まれる商品選択に対して強めることが考えられる
- ・運用を行わない加入者のための受皿商品として政府によるデフォルトファンドの提供が求められる